

生駒市規則第 1 1 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 0 条－第 3 4 条」を「第 3 0 条・第 3 1 条」に改める。

第 1 1 条の 5 第 3 項第 2 号中「、条例第 8 条第 2 項の規定による請求にあつては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあつては」を削る。

第 3 2 条から第 3 4 条までを削る。

別表第 2 の 1 3 の項中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改め、同表の 1 7 の項中「7 月から 9 月まで」を「6 月から 1 0 月まで」に改める。

(生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月生駒市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条」を「第 2 1 条」に改める。

第 8 条第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「中「3 歳に満たない子のある会計年度任用職員が、当該子を養育する」とあり、」を削る。

第 13 条第 5 項中「及び 16 の項」を「、16 の項及び 17 の項」に、「8 の項まで」を「7 の項まで」に改める。

別表第 1 の 10 の項中「7 月から 9 月まで」を「6 月から 10 月まで」に改め、同表に次のように加える。

17 会計年度任用職員（6 月以上の任期が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 47 日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1 の年度において、別表第 4 の定める期間
--	------------------------

別表第 2 の 4 の項中「小学校」を「中学校」に、「であって、6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているもの」を削り、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「市長の定めるその子の世話をを行う」を「市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改め、同表の 5 の項中「であって、6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているもの」を削り、同表中 7 の項を削り、8 の項を 7 の項とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。